

川崎市内科医会会則

[名称]

第1条 本会は川崎市内科医会と称し、事務所を内科医会会長の医療機関に置く。

[目的および事業]

(目的)

第2条 本会は会員の学識技能の向上と親睦を図り、社会福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術研修に関する事項
- (2) 保険医療の向上に関する事項
- (3) 地域社会活動に関する事項
- (4) 会員の親睦に関する事項
- (5) その他目的達成上必要な事項

[会員]

(会員の資格・種別)

第4条 本会は次の者をもって会員とする。

- (1) 川崎市医師会員で内科診療及び研究に従事し入会を希望するもの。
 - (2) 川崎市内に勤務する内科医で入会を希望する者、ただし入会を希望するものが川崎市医師会非会員の場合には、施設の管理者が川崎市医師会員であること。
 - (3) 上記(1)(2)のほか幹事会が認めるもの。
 - (4) 病院に勤務する会員を別に定めて病院会員とする。
 - (5) 会員の種別は以下とする
 - (A) 個人会員：川崎市医師会員で内科診療及び研究に従事し個人で入会を希望するもの。
 - (B) 施設会員
 - ① 病院会員：川崎市医師会に所属する病院で、本会の規約に基づいて入会した病院。
 - ② 大学会員：川崎市内に本部のある大学で、聖マリアンナ医科大学
 - (6) 会員は本会が企画する講演会、研究会、講習会などに参加することができる。
- (会員の責務、入会、退会)
- (7) 会員は、本会の会則を尊重し、その目的達成に協力しなければならない。
 - (8) 入会希望者は、別に定めた入会申込書を、川崎市内科医会に提出し、幹事会の承認を経て会員となるものとする。
 - (9) 退会希望者は退会届を川崎市内科医会に提出し、幹事会の承認を得るものとする。
 - (10) 会員でその届出事項に変更を生じた場合も前項と同様その届出をしなければならない。

ない。

(1 1) 会員が所定の会費を2カ年以上未納の場合は退会させることができる。

(1 2) 会員は次の項目によって資格を喪失する。

(A) 死亡

(B) 除名：会員としての義務を怠ったとき、本会の名誉を傷つけたときなど

[役員および名誉会長、名誉会員、顧問]

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名ないし4名

(3) 幹 事 細則に定める

(4) 監 事 2名

2 会長、副会長は同時に幹事となる。

3 役員の任期は川崎市医師会役員の任期に準ずる。欠員の補充で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員の選出方法は別に定める。

5 川崎市内科医会会員であって神奈川県内科医学会役員になったものは川崎市内科医会幹事会に出席し意見を述べる事が出来る。

(役員の職務)

第6条 会長は会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事は、会務事項の審議執行に当る。また幹事会より諮られた事案の審議に当るほか、必要な場合会務の執行を分担する。

4 監事は会務および会計を監査し、総会に報告する。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長、監事は幹事会の議を経て、総会において承認を求める。

2. 会長、副会長の選出方法は、細則で定める。

3. 監事の選出方法は、細則で定める。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は川崎市医師会役員の任期に準ずる。ただし再選を妨げない。

(名誉会長、名誉会員、顧問)

第9条 本会に名誉会長、名誉役員、顧問をおくことができる。

2. 名誉会長、名誉会員、顧問は、幹事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

3. 顧問の任期は会長に準ずる。

4. 名誉会長、名誉会員、顧問は各会議に出席して意見を述べる事が出来る。

[経費および会計]

(本会の経費)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

[会則の変更]

第12条 本会則の変更は総会において出席会員の過半数の同意を必要とする。

[総会]

第13条 定時総会は年1回開催する。必要があれば臨時総会を開くことが出来る。

2. 総会の議長は総会において選出する。

3. 総会での承認および決議は出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

4. 次の事項は総会に報告し承認を求める。

(1) 事業計画

(2) 予算決算

(3) 会長、副会長の推薦

(4) その他重要な事項

[幹事会]

第14条 幹事会は、会長、副会長、幹事、監事、名誉会長、名誉会員をもって構成し、原則として1ヶ月に1回、会長、会長に事故あるときは副会長が招集する。

第15条 幹事会は会務を処理し、企画、立案し、その他重要な事項を審議する。

第16条 本会則および会務施行上必要な細則は別に定める。

附 則

第17条 本会則は平成22年5月8日より施行する。平成5年5月15日に設定した会則は同日を持って廃止とする。

第18条 本会則は平成24年5月26日より施行する。平成22年5月8日に設定した会則は同日を持って廃止とする。